

## 電気最終保障供給約款および離島供給約款の変更届出について

2021年3月19日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、電気最終保障供給約款<sup>※1</sup> および離島供給約款<sup>※2</sup> の変更に係る届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第20条第1項および電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、電気最終保障供給約款および離島供給約款の変更に係る届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出は、国の審議会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

### 1. 主な変更内容

#### 1 需要場所複数引込み・複数需要場所1引込みの設定

現行は「1需要場所、1引込み、1契約」が原則ですが、災害による被害を防ぐための措置等に伴い必要な設備を新たに設置する際に、1需要場所複数引込みや複数需要場所1引込みも可能となるように変更します。

### 2. 実施日

2021年4月1日

以 上

※1 高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結できないお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金およびその他の供給条件等を定めた約款

※2 離島のお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金およびその他の供給条件等を定めた約款